

インターネット・オークションにおける
盗品の流通防止対策について

平成21年度総合セキュリティ対策会議 報告書

総合セキュリティ対策会議

はじめに

近年目覚ましい発展を遂げている情報通信ネットワーク、とりわけインターネットは、私たちの生活の利便性を向上させるにとどまらず、社会・経済活動の根幹を支える重大なシステムとして機能するに至っている。その一方で、サイバー犯罪の増加、インターネット上の違法情報、有害情報の氾濫、コンピュータ・ウィルスの蔓延が社会問題となるとともに、サイバー空間に対する国民の不安感も急速に高まっており、今、正に官民が連携してより効果的な情報セキュリティ対策を検討・実施すべき時期を迎えている。

「総合セキュリティ対策会議」は、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について意見交換を行うことを目的として、平成 13 年度以降開催されているものである。当会議においては、情報セキュリティに関する有識者にとどまらず、電気通信事業、コンテンツ事業、コンピュータ製造・販売業、ソフトウェア産業等の各種事業に関する知見を有する方々、さらに、法曹界、教育界、防犯団体の方々という広い分野の有識者により、幅広い意見交換が活発に行われており、平成 13 年度以降、毎年度、様々な内容の報告書を取りまとめてきた。そして、こうした意見交換の結果は、例えば、平成 18 年 6 月のインターネット・ホットラインセンターの運営開始、平成 20 年 5 月のファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の発足、平成 21 年 6 月の児童ポルノ流通防止協議会の発足取組みに結び付いている。

本年度は、近年急激に増加し問題となっている、インターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通に関する問題を中心に取り上げた。各委員には、それぞれが属する企業・組織における知見を背景としつつも、中立的な立場で、その流通防止対策として各関係者が講じるべき具体的な取組み等について議論を行っていただいたものである。本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものであり、今後の情報セキュリティの向上及び安全・安心なインターネット社会の発展の一助となれば幸いである。

平成 22 年 3 月

総合セキュリティ対策会議委員長

前田雅英

総合セキュリティ対策会議の目的

昨今の官民を挙げた取組みにより、情報技術の急速な進展や高度情報通信ネットワーク社会が実現されつつあり、市民生活や社会・経済活動のあらゆる分野において、情報技術及び情報通信ネットワークが活用されるようになってきている。

特に、インターネット等の活用により生活の利便性が向上するなど、高度情報通信ネットワーク社会の光の部分が拡大する一方、サイバー犯罪が年々増加するなど、その陰の部分とも言うべき、情報セキュリティに対する脅威も増大しつつある。情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、国民がこれを安心して利用することができるようにすることは、高度情報通信ネットワーク社会の形成にとって不可欠な条件であり、情報セキュリティの確保は喫緊の課題となっている。

情報セキュリティについては、情報セキュリティに対する脅威の舞台であるインターネット等の情報通信ネットワークが社会・経済活動の根幹を担う存在であり、産業界等が発展させてきたものであること、情報セキュリティに対する脅威に的確に対処するため急速に発展している高度な技術の活用が必要であること等から、情報通信ネットワークに関わる広範な層の協力によってこそ確保されるものであると言える。

それゆえ、情報セキュリティに関する警察の活動も、産業界を始めとする多くの関係者・関係機関との連携が不可欠である。情報セキュリティに関する産業界等と警察との連携については、都道府県レベルでは「プロバイダ連絡協議会」等を通じた各種の取組みがなされていたものの、国レベルではかかる広範な官民連携の場が設けられていなかったところ、平成 13 年 5 月に東京で開催された G 8 ハイテク犯罪対策・官民合同ハイレベル会合（東京会合）においては、産業界等と法執行機関との連携を各国内でも議論することの重要性が改めて確認された。

総合セキュリティ対策会議は、こうした状況を受けて、情報セキュリティに知見を有する各界の有識者による意見交換の場として開催に至ったものであり、当会議における議論が産業界等と警察による情報セキュリティ対策の参考となることを期待するものである。

【これまでの議題】

平成 13 年度	情報セキュリティ対策における連携の推進
平成 14 年度	情報セキュリティに関する脅威の実態把握・分析
平成 15 年度	官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方
平成 16 年度	インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民の連携の在り方
平成 17 年度	インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方
平成 18 年度	インターネット・ホットラインセンターの運営の在り方及びインターネットカフェ等における匿名性その他の問題と対策
平成 19 年度	Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害とその対応策
平成 20 年度	インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策

目 次

～ 本 編 ～

はじめに	1
総合セキュリティ対策会議の目的	2
目次	3
インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策について	5
第 1 章 インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の現状 及び問題点等	5
1 . インターネット・オークションにおける盗品の流通状況	5
2 . 警察及び関係事業者における取組みの現状と問題点	6
(1) 警察における取組みの現状	6
(2) カーナビメーカー等（JEITA）における取組みの現状	7
(3) インターネット・オークション事業者（ヤフー（株）、 （株）ディー・エヌ・エー）における取組みの現状	7
(4) 問題点	8
3 . 検討の対象	8
第 2 章 インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策（提言）	10
1 . インターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通防止の在り方	10
(1) 「カーナビの盗品識別」に向けた取組み	10
(2) カーナビの盗難防止対策の更なる推進	11
(3) 流通防止対策の実効性の検証	12
2 . 盗品カーナビの流通防止に向けた関係者の具体的な取組み	12
(1) インターネット・オークション事業者の取組み	12
(2) カーナビメーカー等の取組み	13
(3) 警察の取組み	14
(4) その他の取組み	15
3 . 今後の対策の在り方	16
平成 21 年度総合セキュリティ対策会議委員名簿	17
平成 21 年度総合セキュリティ対策会議の開催状況	19

～ 資 料 編 ～

1 . 事務局説明資料	
インターネット・オークションを利用した盗品の処分状況等について	1
古物営業法における古物競りあわせ業について	4
盗品売買等防止団体制度について	6
2 . 委員発表資料	
損害保険データから見たカーナビ被害の状況について	9
市販カーナビの盗難防止への取り組みについて	12
オークション運営事業者での取り組みについて	15
「楽天オークション」の取り組みについて	19
盗品流通防止に向けたヤフーの取り組みについて	25
カーナビ機器 製造番号表示の現状について	33
ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の取り組みについて	37
児童ポルノ流通防止協議会の取り組みについて	47
3 . 平成 21 年中のサイバー犯罪の検挙状況等について	53
4 . 平成 21 年中の不正アクセス行為の発生状況等の公表について	56
5 . 平成 21 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について	58
6 . 平成 21 年中の「インターネット・ホットラインセンター」の 運用状況について	66

インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策について

平成 21 年度総合セキュリティ対策会議では、「インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策」を検討課題として議論を行った。インターネット・オークションにおける盗品の流通に関する現状や問題点等について議論を重ねる中で、インターネット・オークションにおける盗品の流通防止に向けた取組みについては、警察やインターネット・オークション事業者のみならず、関係者が連携しつつ責任を持って行う必要があるとの認識に至った^注。

本報告書では、本会議における検討結果を踏まえ、インターネット・オークションにおける盗品の流通状況、インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の現状及び問題点について述べ、インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策として、喫緊に対策を行う必要があるカーナビゲーションシステム（以下「カーナビ」という。）に焦点をあて、各関係者の具体的な取組みについて提言する。

第 1 章 インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の現状及び問題点等

1. インターネット・オークションにおける盗品の流通状況

平成 21 年 8 月末に行った警察庁の調査によれば、古物営業法に基づく古物競りあわせん業として都道府県公安委員会へ届出を行ったインターネット・オークション事業者によるインターネット・オークションサイトの会員数の合計は、約 3,000 万人であり、年間出品数の合計は、約 2 億 7,000 万点となっている。

しかし、その一方で、盗品の処分先としてインターネット・オークションの利用も増加しており、特にカーナビについては、その傾向が顕著であり、その流通防止対策の推進が求められている。

検挙件数のうち、盗品をインターネット・オークションで処分したものをみると、平成 16 年中は 904 件であったが、平成 20 年中は 3,000 件と約 3.3 倍に増加している。また、このうちカーナビについては、平成 16 年中は 34 件で全体の 3.8%であったが平成 20 年中は 1,239 件、41.3%と件数、割合ともに急増している状況にある。

^注なお、2002 年（平成 14 年）OECD（経済協力開発機構）において、「OECD 情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン」が承認されたが、同ガイドラインでは、「参加者（Participants : governments, businesses, other organizations and individual users who develop, own, provide, manage, service, and use information systems and networks）は、自らの役割に応じて、関連するセキュリティリスクと予防の手段を認識し、責任を持って、情報システム及びネットワークのセキュリティを強化するための措置をとるべきである」とされている（経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/oecd2002.htm>参照）。

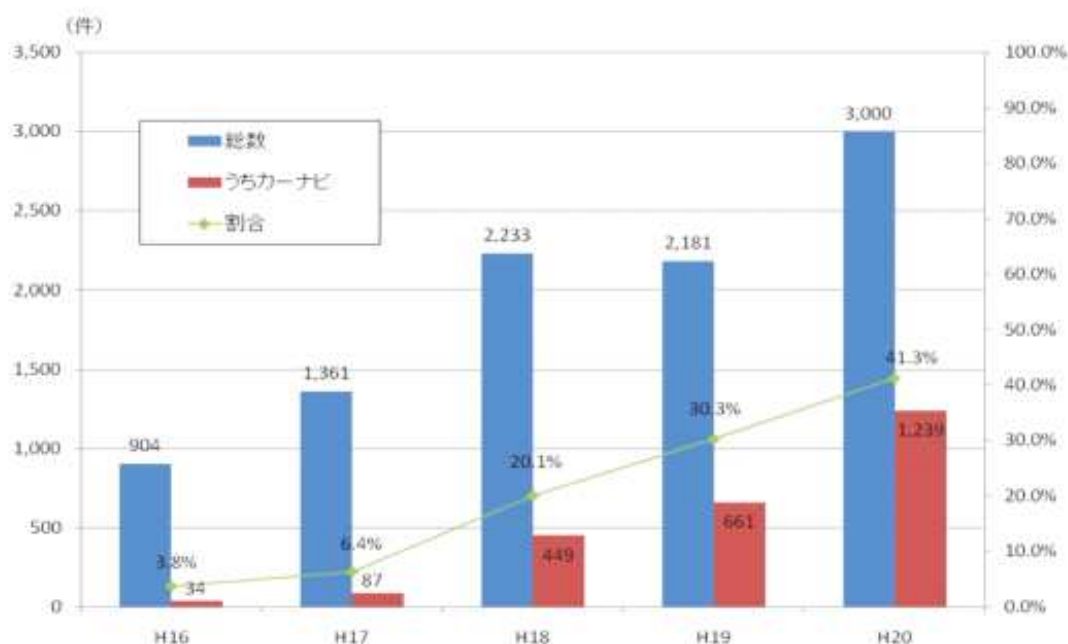


図 インターネット・オークションを利用した盗品の処分状況

2. 警察及び関係事業者における取組みの現状と問題点

(1) 警察における取組みの現状

これまで警察においては、インターネット・オークションにおける盗品の流通に係る対策として、次の取組みを行ってきた。

検挙活動の推進

古物営業法の運用

被害防止に向けた広報啓発活動

上図のとおり検挙活動は推進されているが、捜査実務においては、インターネット・オークションの画面上に製造番号等の捜査の端緒となる情報がないため、盗品が出品されていても発見することができない場合や、被害品の製造番号を被害者自身が控えていないため、被害品を特定することができない場合等がある。

また、警察では、古物営業法に基づき、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合、インターネット・オークション事業者に対し、都道府県警察が競りの中止命令を出すことができる。しかし、現状では、出品物として市販されていないものが出品されている場合等窃盗被害に遭わなければ出品されることが通常考えにくい出品物であれば、盗品等であると疑うに足りる相当な理由に該当するため競りの中止命令を行うことができるが、一般に流通している製品については、盗品であることを判断するために必要な情報がなければ、盗品として識別することができず、競りの中止命令を行うことが困難となる。こうした中、競りの中止命令の実施件数は、平成 18

年に 6 件あったものの、平成 19 年以降は行われていない状況にある。

その他、警察では、ウェブサイトやパンフレット、情報セキュリティに関する講習等を通じて、被害防止に向けた広報啓発活動を推進している。

(2) カーナビメーカー等 (JEITA) における取組みの現状

インターネット・オークションにおいて盗品の処分件数が最も多いカーナビについては、平成 19 年 8 月、警察庁からカーナビメーカー等を会員とする JEITA ((社) 電子情報技術産業協会) に対し、「カーナビゲーションの盗難被害対策の推進について」文書を発出し、カーナビの盗難防止対策について要請を行った。これを受けて JEITA では、「カーナビ盗難防止啓発チラシの同梱等について」JEITA ガイドラインを発行し、会員メーカー各社において次の取組みを行ってきた。

製品の製造番号の画面表示機能搭載の推進

ユーザー登録の促進等を記載したカーナビ盗難防止啓発チラシの製品への同梱の実施

製品へのセキュリティ機能搭載^注の推進

平成 21 年 7 月現在におけるこれらの取組みの実施状況をみると、画面表示機能搭載機種は全体の 55% で、セキュリティ機能搭載機種は全体の 50% となっている。

また、ユーザー登録は、市販品については、すべてのメーカーにおいて制度を運用しているが、ユーザー登録率は、平成 21 年 8 月現在で 40% 以下となっている。

(3) インターネット・オークション事業者 (ヤフー (株)、楽天 (株)、(株)ディー・エヌ・エー) における取組みの現状

これまでインターネット・オークション事業者においては、インターネット・オークションにおける盗品の流通に係る対策として、次の取組みを行ってきた。

規約における盗品の出品の禁止

インターネット・オークションサイト内の監視体制の構築

出品者の本人確認の徹底

代金の同時決済による取引の導入

トラブルに関する注意喚起

規約の改正による携帯電話の製造番号の記載の義務化

中古カーナビの製造番号の表示の推奨

インターネット・オークション事業者では、規約における盗品等の出品の禁止やインターネット・オークションサイト内の監視体制の構築等、従来の取組みに加え、2009 年から、盗難等で利用停止された携帯電話端末の流通を防止するため、規約の改正に

注：例えば、設定メニューであらかじめ 4 桁程度のセキュリティコードを入力設定しておけば、設定をリセットした際、又はバッテリーから取り外した後で電源を入れた際にセキュリティコードの入力を必要とする機能。

より、出品物が携帯電話である場合には、その製造番号の記載を義務化している。これは、携帯電話事業者が、盗難等が明らかになった携帯電話端末について通信機能の利用制限を行うとともに、利用制限された携帯電話の製造番号について携帯電話事業者のウェブサイトで検索できるようにする措置に合わせて実施しているものであり、インターネット・オークション事業者は、サイト内の監視や代金の同時決済による取引と併せることにより、その実効性を担保している。

また、中古カーナビについては、出品する際に、商品説明欄等に製造番号の記載をするよう推奨しているところである。

(4) 問題点

前述(1)から(3)に掲げた盗品の流通防止対策の現状を踏まえても、なお次の問題点が挙げられる。

インターネット・オークションにおける出品物の現物は、出品者と落札者しか知り得ない。このため、盗難等で利用制限がなされた携帯電話のように、落札しても使用できない製品については、代金の同時決済による取引を通じた落札者からの申告によりその流通を防止することが期待できるものの、カーナビのように製品の購入後に利用制限を行うことが一般的には想定されないものについては、同時決済による取引を通じた落札者からの申告を期待することは困難である。

したがって、盗品の流通防止を図るためには、インターネット・オークションの画面上からその流通を把握する必要があるが、この場合、インターネットが仮想空間である性質上、出品物が盗品であることを特定する前提として、出品物が現物であることを担保するための情報が不可欠となる。しかし、そのような情報が不足している現状では、盗品の流通防止を十分に期待することができない。

このような状況の中、盗品の流通ルートとしてインターネット・オークションがますます利用され、盗品の簡便な処分先として定着すると、被害の回復が困難となるのみならず、窃盗等の犯罪を助長することにつながり、ひいてはインターネット・オークション事業の健全な発展を損なうおそれがある。このため、インターネット・オークションにおいて出品物と現物との同一性が担保された状態に近づけるよう必要な情報を表示させ、その上で、出品物が盗品である場合に適切に排除できるようにするための措置を講じる必要がある。

3. 検討の対象

インターネット・オークションには様々な盗品が処分されている状況にあるものの、特にカーナビについては、他の盗品と比べて急激な増加傾向を示しており、この急増が近年のインターネット・オークションにおける盗品の処分件数全体の増加に深刻な影響を与えていることから、喫緊に対策を取る必要がある。また、カーナビは、販売店が窃

盗に遭うよりも、部品盗や自動車盗といった自動車から窃盗に遭う割合が極めて多い状況にある。

したがって、今回は、盗難に遭いインターネット・オークション上で中古として販売されるカーナビを主たる検討の対象として、具体的な流通防止対策を講じていくことを主眼とし、インターネット・オークションにおける盗品全般に係る流通防止対策については、一般的な考え方を整理するにとどめた。また、古物営業法に基づく古物競りあわせん業として都道府県公安委員会に届出のあったインターネット・オークションでは、ヤフー（株）、楽天（株）、（株）ディー・エヌ・エーの各社が展開するインターネット・オークションの会員数及び年間出品数の合計が、いずれも全体の 9 割以上に上っていることから、対象となるインターネット・オークション事業者は、当面はこの三社を念頭に置くこととした。

なお、カーナビ自体の盗難防止対策については、流通防止対策とは本来次元を異にするものであるが、犯罪抑止の観点からは併せて対策が講じられるべきものである点を踏まえ、補足的に検討を行った。

第 2 章 インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策(提言)

インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策を講じる上では、インターネット・オークションにおける出品物の現物が、出品者と落札者しか知り得ないという、インターネットが仮想空間であることによる性質上の制約がある点や、通常、落札者は、実際の落札物が盗品であるか否か見極めることが困難である点に留意する必要がある。

これらを踏まえると、流通防止対策としては、そのようなインターネットの性質上の制約を可能な限りなくすこと、換言すれば、インターネット・オークションにおいて、出品物と現物との同一性が担保された状態に近づけるために必要な情報を表示させ、その上で、出品物が盗品である場合に適切に排除できるようにする必要がある(以下「盗品識別」という。)。

また、犯罪抑止一般の観点からは、インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策と併せて出品物の現物に係る盗難防止対策も講じる必要がある。なお、警察は、窃盗事犯の検挙活動等を推進するべきことはもとより当然である。

本章では、こうした考えを基本としつつ、1 において、今回の検討対象である盗品カーナビの流通防止の在り方について概括的に述べた後、2 において、各関係者が講じるべき具体的な取組みについて述べることとする。

なお、カーナビ以外の盗品に対するインターネット・オークションにおける流通防止対策については、「今後の対策の在り方」として 3 . で述べることとする。

1 . インターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通防止の在り方

(1) 「カーナビの盗品識別」に向けた取組みについて

カーナビには、製造物責任法への対応等のため、個々の製品ごとに異なる製造番号が割り当てられており、「カーナビの盗品識別」を図る上では、この製造番号に着目することが有効である。

カーナビの製造番号については、インターネット・オークション事業者において出品時の表示の推奨がなされているが、表示の有無は出品者の任意に委ねられており、「カーナビの盗品識別」が十分図られているとは言えない。

そこで、インターネット・オークションの規約において、カーナビの製造番号の記載を義務化するとともに、出品者がカーナビの現物と同一の製造番号を出品時に記載するよう、義務の履行を担保することが必要である。

この点、現状においては、盗難等で利用停止された携帯電話端末の流通防止措置において、製造番号の記載の義務化が行われており、義務の履行を担保するための措置として、インターネット・オークション事業者によるサイト内の監視が行われているが、これは製造番号の記載のないものを排除するにとどまり、出品物の現物と異なる製造番号を記載した場合、監視の対象から漏れることとなる。

ただ、出品物としての利用制限端末は、代金の同時決済による取引の対象となっているため、落札しても使用できない利用制限端末は、落札者から代金の支払い停止の

申告が期待できることから、義務の履行は担保されていると言える（第 1 章 2 (3) 参照）。

しかし、カーナビは携帯電話端末とは異なり、製品の購入後に利用制限がなされることは一般的には想定されないことから、落札者にそのような申告は期待することができない。

したがって、カーナビの製造番号の記載の義務化において、出品者に義務の履行を担保するためには、インターネット・オークションサイト内の監視において、製造番号の記載のないものの排除はもとより、出品物の現物とは異なる製造番号を記載した場合にも適切に排除していくことが必要となる。

この点、カーナビは、個々の製品ごとに異なる製造番号が割り当てられているが、メーカーごとに一定の規則性を有する点に着目し、例えば、カーナビメーカーが保有する製造番号の規則性に関する情報をインターネット・オークション事業者に提供することや警察が保有する盗品カーナビの製造番号に関する情報を提供することにより、インターネット・オークション事業者によるサイト内の監視を強化することが考えられる。もっとも、警察が保有する盗品カーナビの製造番号に関する情報の提供については、その前提として、被害者が自己の盗難被害品たるカーナビの製造番号を適切に申告できるようにしなければならない（1 (2) 参照）。また、現状では、落札者は実際の落札物が盗品であるか否かを確認することが困難であるが、出品物の現物は、出品者と落札者しか知り得ないことを踏まえれば、落札者に着目した措置も検討していくことが考えられる。

その他、カーナビの製造番号に係る画像を出品時に掲載するよう推奨することなども考えられるが、こうした「カーナビの盗品識別」に向けた措置を行うに当たっては、出品者の利便性の観点から、カーナビの製造番号の記載箇所を出品者が適切に把握できるような措置も併せて講じる必要がある。

(2) カーナビの盗難防止対策の更なる推進

インターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通防止を進めることと並行して、カーナビの製品自体への盗難防止対策も進めていくことが必要である。現状では、セキュリティ機能搭載機種は全体の 50%、画面表示機能搭載機種は全体の 55%にとどまっており、更なる向上が必要である。また、被害申告時にカーナビの製造番号が警察に適切に伝えられるためには、ユーザーに対して製造番号が記載された保証書等の管理を適切に行うよう働きかけることはもちろんのこと、カーナビメーカーやカーディーラー等においてもユーザーとユーザーの保有するカーナビの製造番号が管理されていることが必要である。現状では、市販品のカーナビについてのユーザー登録率は 40%以下となっており、登録率の更なる向上に向けた取組みを推進する必要がある。さらに、販売段階においても、盗難防止に向けた取組みを広く消費者に周知し、消費者の防犯意識の向上を図ることが必要である。

(3) 流通防止対策の実効性の検証について

対策は、その実効性が検証され、必要に応じてその内容が改善されていくべきであるが、そのためには、検証に資するデータが可能な限り幅広く収集される必要がある。

今回の流通防止対策についても、警察が従来保有する統計情報の利用はもとより、関係者においても、盗品カーナビの市販品・純正品に占める割合を始めとして対策の実効性の検証に資するデータを幅広く収集するよう努めることが必要である。

2 . 盗品カーナビの流通防止に向けた関係者の具体的な取組み

インターネット・オークションにおける盗品の処分件数が急増しているカーナビに対し、関係者が連携しつつ責任を持って次の措置を講じることにより、その防止を図っていくことが望ましい。

(1) インターネット・オークション事業者の取組み

ア 規約における出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化

インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策においては、盗品を確実に排除するため、製造番号の記載が不可欠であり、その措置の一つとして、インターネット・オークション事業者が規約の中で、製造番号の記載を義務化するとともに、次の担保措置を講じていくことが望ましい。

製造番号の記載のない出品物の排除

出品物の現物とは異なる製造番号を記載した出品物の排除

規約違反を繰り返すなど悪質な出品者のアカウント停止

イ 担保措置の実効性を高めるための情報の活用

2 (1)アの担保措置を講じるに際しては、製造番号の記載のないものの排除については、例えば、出品時のフォームにおいて必須項目とすることや、現在行っているインターネット・オークションサイト内の監視によって可能となると考えられるが、出品物の現物とは異なる製造番号を記載した場合には排除が困難となる。そこで、例えば、カーナビメーカー等が保有する製造番号の規則性に関する情報（2 (2)ア参照）や警察が保有する盗品カーナビの製造番号に関する情報（2 (3)ア参照）を活用するなどしてインターネット・オークションサイト内の監視を強化し、こうした出品物についても排除できるような措置を講じることが望ましい。

ウ 製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨

製造番号に係る部分の写真等の画像については、偽装される場合があることや、出品者の負担となる場合が考えられるものの、掲載されれば、記載された製造番号

が実在することを担保する基準の一つとなり得ることから、出品者に対して出品時に掲載を推奨していくことが望ましい。

エ カーナビの製造番号の記載箇所を案内するウェブサイトへのリンク

カーナビの製造番号の記載箇所を出品者が適切に把握できるようにするため、カーナビメーカー等がカーナビの製造番号の記載箇所を案内するウェブサイト（2(2)ウ参照）をインターネット・オークションサイト内の出品画面等とリンクさせることにより、カーナビの製造番号の記載箇所を出品者が適切に把握できるような措置を講じることが望ましい。

オ 製造番号の検索可能化

警察は捜査の一環として、また、被害者は、自ら被害品を確認するために、盗品がインターネット上で出品されているか否か確認を行うことがあるが、インターネット・オークションにおける出品数は非常に多いことから、出品物の一つ一つを確認することは現実的ではない。そのため、出品物の中に、盗品と疑われるものが含まれているかどうかを警察や被害者が容易に確認できる措置が必要である。そこで、例えば、商品検索欄等において、製造番号の検索が可能となるような措置を講じることが望ましい。

(2) カーナビメーカー等の取組み

ア ユーザー登録率の更なる向上

盗難にあった被害者が、カーナビの製造番号を確実に把握し、警察に届出を行うことは、今回の流通防止対策を行う上で前提となるものであり、製造番号がカーナビ本体以外からでも把握できるよう担保されていることが必要である。

現在、カーナビメーカーやカーディーラーでは、ユーザー登録により、カーナビユーザーや自動車ユーザーが保有するカーナビの製造番号が確認できるような仕組みを構築しているが、例えば、ウェブサイト等においてユーザー登録を行い、盗難に遭った際には、製造番号を確認できるようにするなど、ユーザー登録率を上げるための更なる措置を講じることが望ましい。

イ 製造番号の規則性に関する情報の提供

インターネット・オークションにおけるカーナビの製造番号の記載の義務化を担保するため、カーナビメーカー等は、各社が付与するカーナビの製造番号について、その規則性に関する情報を可能な限りインターネット・オークション事業者に提供することが望ましい。もっとも、製造番号の規則性については、各メーカーの企業秘密に関わる可能性があり、また、流通防止の実効性の確保の観点からも保秘の徹

底が求められることから、警察、インターネット・オークション事業者、カーナビメーカー等が連携して検討を行っていく必要がある。

ウ カーナビの製造番号の記載箇所に関する情報提供

出品者に対してカーナビの製造番号の正確な記載を促すため、製造番号の記載箇所についてウェブサイト以案内することにより、製造番号の記載箇所を出品者が適切に把握できるような措置を講じることが望ましい。

エ 盗難防止対策の更なる推進

現在、カーナビの機種の中には、リセット後に暗証番号を入力しなければ起動しないようなセキュリティ機能や製造番号の画面表示機能（第 1 章 2 (2) 参照）が組み込まれているものがあるが、今後も、こうしたセキュリティ機能搭載機種や画面表示機能搭載機種の更なる拡大に向けた措置を講じるとともに、新たな盗難防止対策についても幅広く検討を行うことが望ましい。

(3) 警察の取組み

ア 盗品の製造番号に係る情報の提供方策の検討

インターネット・オークションにおいて、製造番号の記載が義務化されたとしても、その製造番号が盗品であるかどうかを出品時又は出品中に確認することができなければ、その実効性は不十分であることから、インターネット・オークション事業者に対し、盗品の製造番号に係る情報の提供方策を講じることが望ましい。

また、落札者は、現在、インターネット・オークションの出品物が盗品であるか否か確認することが困難であり、こうした現状が盗品を落札することへの抵抗力を高める上で障害となっていると考えられることから、警察において、例えば、盗品カーナビの製造番号について、落札者が盗品であるかどうかを入札前に確認することができるような措置を講じることとも考えられる。もっとも、盗品カーナビの情報を広く一般に公表することは、同時に犯罪者が安全に処分できる品とそうでない品の区別を容易に行うことができるようになるなど犯罪者を利することとなる危険性もあることから、その可否について検討するに当たっては、治安に与える影響を考慮する必要がある。

イ 窃盗犯等の検挙活動等の推進

「カーナビの盗品識別」により、インターネット・オークションにおいて、出品者としての窃盗被疑者や盗品であることの情を知りつつ流通させる者を把握することが可能となることから、それらの者を把握した場合には、競りの中止命令の発出や被疑者の検挙活動を推進する必要がある。

(4) その他の取組み

インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の実効性を高めるためには、落札者のみならず、3,000 万人を超えるとされるインターネット・オークションの利用者すべてに対し、対策への理解と協力を得るべく努力するとともに、カーナビのユーザーに対しては、ユーザー登録率の向上やセキュリティ機能の活用が盗品流通防止、犯罪抑止につながることを広く周知することが必要である。

なお、今回の対策の実効性の検証に際しては、警察が保有する犯罪統計やインターネット・オークション事業者、カーナビメーカー等が保有する各種データを活用するほか、損害保険協会の協力を得て、カーナビの保険請求件数等の継続的調査によって得られるデータも活用していくことが望ましい。

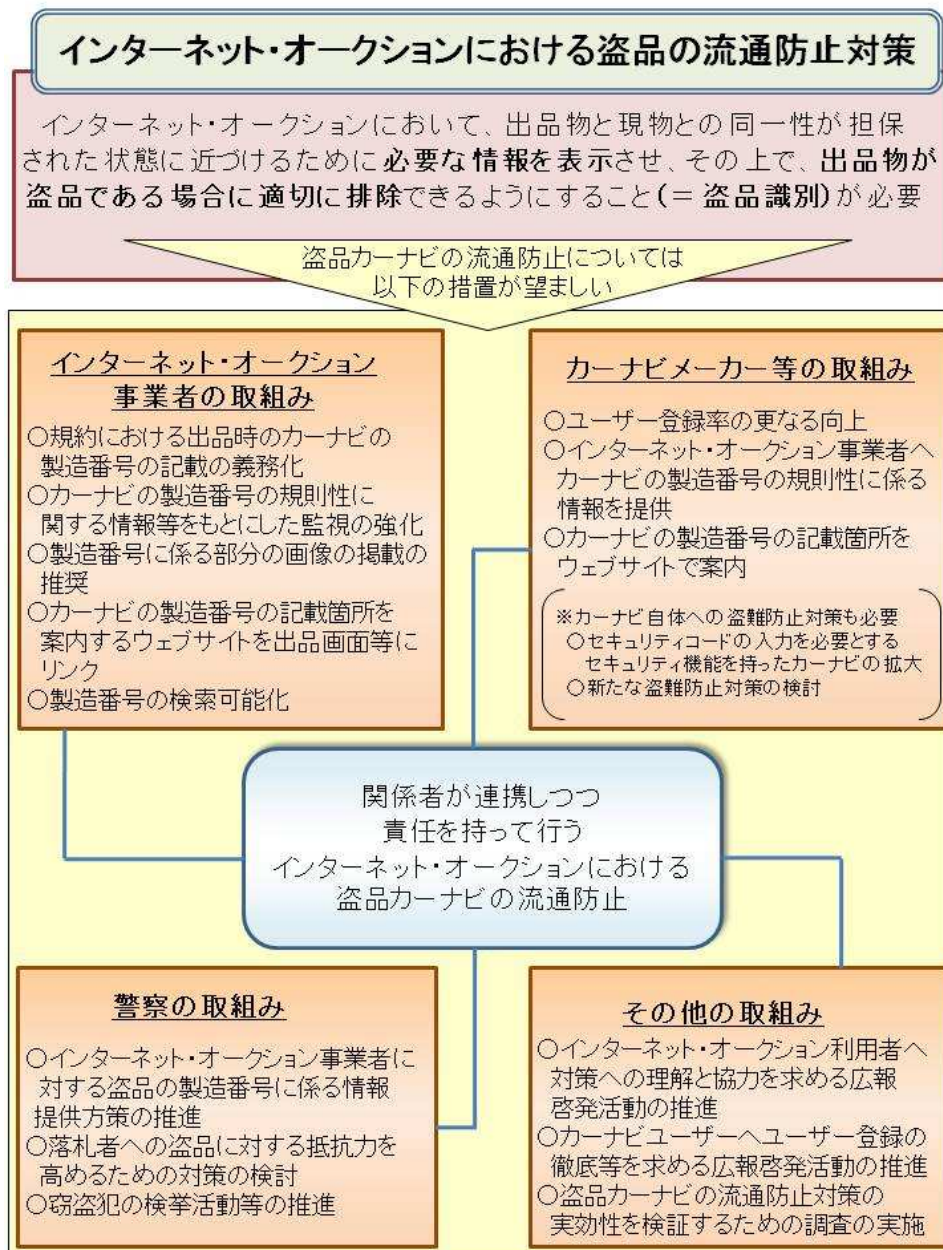


図 インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の概要

3 . 今後の対策の在り方

今回の対策は、具体的にはインターネット・オークションにおける盗品の処分件数が急増しているカーナビを対象としたものであるが、官民が連携して対策を講じる初めての試みであり、今後は、関係者間で実現に向けた検討を進め、本章で述べた対策が可能な限り早い段階で実施されていくことが望ましい。また、本対策の実効性については、検証がなされ、必要に応じて改善策が講じられていくべきであることから、本対策の実施状況等については、当会議の委員が把握できるよう努めることが望ましい。

インターネット・オークションにおける盗品の流通防止に向けた取組みは、関係者が連携しつつ、責任を持って行われることが前提となるが、カーナビ以外の盗品については、今後の犯罪情勢を踏まえつつ対策の必要性が検討されなければならない。また、対策を講じるに当たっては、対象となる製品の特性を踏まえた上で「盗品識別」（本章前文参照）及び盗品カーナビの流通防止の在り方（本章 1 参照）を参考にするとともに、善良な一般ユーザーの利便性にも配慮し、実効性ある対策が講じられていくことが望ましい。

平成 21 年度総合セキュリティ対策会議

平成 21 年度総合セキュリティ対策会議委員名簿

前田 雅英 (委員長)	首都大学東京 法科大学院教授
荒木 浩一	(社)電気通信事業者協会 業務部長
稲垣 隆一	弁護士
小田 啓二	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ理事長
加藤 秀次	(社)日本PTA全国協議会 理事
神崎 洋	(社)日本自動車工業会 ITS 企画部会長
上林 靖史	(株)ディー・エヌ・エー 執行役員 経営企画本部 本部長
楠 正憲	マイクロソフト(株)法務・政策企画統括本部 技術標準部長
久保田 裕	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS) 専務理事・事務局長
桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員長
古賀 靖広	KDDI(株)渉外・広報本部 渉外部長
国分 明男	(財)インターネット協会 副理事長
後藤 啓二	弁護士
関 聡司	楽天(株)執行役員 広報渉外室室長
谷川 哲司	日本電気(株)経営システム本部 セキュリティ技術センター シニアマネージャー
堤 茂信	JVC・ケンウッド・ホールディングス(株) 経営戦略部 渉外部 シニアマネージャー (社)電子情報技術産業協会 カーエレクトロニクス事業委員会 副委員長)

寺澤 慎祐	サン・マイクロシステムズ(株) 公共文教医療事業部 統括部長
西村 達之	セコムトラストシステムズ(株) 代表取締役副社長
野口 治憲	(社)日本損害保険協会 業務運営部長
藤田 一夫	グーグル(株) パブリック ポリシー & ガバメント アフェアーズ ポリシーカウンセラー
別所 直哉	ヤフー(株) 最高コンプライアンス責任者(CCO) 兼法務本部長
丸橋 透	ニフティ(株) コーポレート本部副本部長兼法務部長
安田 浩	東京電機大学 教授

(敬称略・50音順)

(オブザーバ)

内閣官房

総務省

法務省

外務省

経済産業省

事務局：警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

平成 21 年度総合セキュリティ対策会議

平成 21 年度総合セキュリティ対策会議の開催状況

第 1 回会議 平成 21 年 9 月 11 日 (金)

第 2 回会議 平成 21 年 11 月 18 日 (水)

第 3 回会議 平成 22 年 1 月 25 日 (月)

第 4 回会議 平成 22 年 3 月 23 日 (火)